

政令第四百四十一号

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項、第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項（三）を次のように改める。

—— (三) 削除

（輸出貿易管理令の一部改正）

第二条 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「八の項の中欄に掲げる貨物又は同表の」を削り、「（七）、（八）又は（十）」を「（七）から（十）まで」に改める。

別表第一の五の項（十九）中「炭化ほう素若しくはこれらの」を「その混合物、ほう素合金若しくはそ

の」に改める。

別表第一の七の項(十二)を削り、同項(十の二)を同項(十一)とする。

別表第一の九の項(三)中「光ファイバー通信ケーブル若しくは」及び「又はこれらの附属品」を削り、同項(十一)中「(七)、(八)又は(十)」を「(七)から(十)まで」に改める。

別表第一の一〇の項(一の二)を削り、同項(八)の次に次のように加える。

(八の二) レーザー光を利用して音声を探知する装置

別表第一の一〇の項(九)の次に次のように加える。

(九の二) 水中において磁場又は電場を検知する装置(磁力計又は水中電場センサーを組み込んだものに限る。)

別表第一の一二の項に次のように加える。

(十) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置

別表第三の三中「(九)」の下に「、(九の二)」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

国際的な平和及び安全の維持のため、ほう素合金等について、経済産業大臣の許可を要する特定の種類の貨物として指定することとする等の必要があるからである。